

岐阜県東京圏からの移住支援事業における揖斐川町移住支援金交付要綱

令和元年 7 月 9 日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び揖斐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、揖斐川町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から揖斐川町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 当該移住支援金の交付については、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、次条第4項を除く各要件に該当する移住者については、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、世帯につき30万円を加算する。

2 次条第4項の要件に該当する移住者については、世帯の申請の場合にあっては50万円、単身の申請の場合にあっては30万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、世帯につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 対象者は、申請時において次項の要件を満たし、かつ、第3項から第6項までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第7項の要件を満たす申請者とする。

2 移住等に関する要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振

興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（2） 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和5年4月2日以降に揖斐川町に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

ウ 揖斐川町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（3） その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し18歳以上となり、申請した場合等で、岐阜県及び揖斐川町が認める場合を除く。

エ その他岐阜県又は揖斐川町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就職に関する要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ 求人への応募日が、マッチングサイトに次号の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の場合 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

4 テレワークに関する要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

(3) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

5 本事業における関係人口に関する要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 揖斐川町内の法人等に就業又は揖斐川町内で起業すること。
 - (2) 法人、団体又は個人から、地域との関わりを有するとして推薦された者であること。
 - (3) 岐阜県又は揖斐川町が実施する移住定住施策への協力の意思のある者であること。
 - (4) 移住5年目までの各年、現況等に関するレポート提出を行う意思のある者であること。
- 6 起業に関する要件は、申請日以前の1年以内に岐阜県が別に定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型創業支援事業に係る補助金の交付決定を受けているものとする。
- 7 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次の各号の全てを満たすものとする。
- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月2日以降に転入したこと。
 - (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
 - (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (6) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合等で、岐阜県及び揖斐川町が認める場合を除く。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請者は、岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）、移住支援金の申請用就業証明書（様式第2号又は様式第2号の2）及び本人確認書類に加え、前条第2項の要件を満たし、かつ、同条第3項から第6項までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする

場合にあっては同第7項の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 町長は、審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における交付ができないときは、岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 町長は、交付決定を行った申請者に対して、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 岐阜県及び揖斐川町は、岐阜県東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次項及び第3項に掲げる要件に該当するときは、岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により、移住支援金の交付決定を取り消し、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び揖斐川町が認めた場合はこの限りでない。

2 全額の返還は、次の各号に該当するときとする。

(1) 虚偽の申請等をしたとき。

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した揖斐川町から転出したとき。

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。

- 3 半額の返還は、移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した揖斐川町から転出したときとする。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、岐阜県と揖斐川町が協議して定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年8月6日告示第106号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示は、令和7年4月1日以降に町に転入した者について適用し、同日前に町に転入した者については、なお従前の例による。